

令和 7 年度

宍粟市林道橋定期点検業務

設計書

# 見積設計書

業務番号 宍産森委第070101号

業務名 宍粟市林道橋定期点検業務

履行箇所 宍粟市内



宍 粟 市



# 総括情報表

頁0-0001/0014

単価適用年月日	0-07.06.01(0)		
	今 回	前 回	

# 工事費内訳書

頁0-0002/0014

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
計画作成等業務						
林道関係事業						
林道橋定期点検業務						
	1		式			工種 第0001号明細表
直接費計						
その他経費						
その他原価						
業務原価			式			
一般管理費等						
委託業務価格			式			

# 工事費内訳書

頁0-0003/0014

	費目・工種・種別・細目	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
業務価格計						
消費税相当額			式			
総計						

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
林道橋定期点検業務					
直接人件費					
計画準備					
現地点検 橋長（m）4以上5以下	56	橋			施工 第0-0001号内訳表
現地点検 橋長（m）5を超え10以下	13	橋			施工 第0-0002号内訳表
現地点検 橋長（m）10を超え15以下	36	橋			施工 第0-0003号内訳表
現地点検 橋長（m）15を超え20以下	3	橋			施工 第0-0004号内訳表
現地点検 橋長（m）20を超え30以下	2	橋			施工 第0-0005号内訳表
報告書の作成	2	橋			施工 第0-0006号内訳表
	56	橋			施工 第0-0007号内訳表

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
打合せ協議 業務着手時・中間打合せ・成果品納入時	1	業務			施工 第0-0008号内訳表
直接経費					
橋梁点検車運転	4	日			施工 第0-0009号内訳表
合 計	1	式			

# 施工単価表

施工 第0-0001号内訳表

頁0-0006/0014

計画準備

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
主任技師 (大学卒18年以上)	2.3	人			1 直接人件費
技師(A) (大学卒13年以上)	1.4	人			1 直接人件費
技師(B) (大学卒8年以上)	2.7	人			1 直接人件費
技師(C) (大学卒5年以上)	3.8	人			1 直接人件費
技術員 (大学卒1年以上)	2.4	人			1 直接人件費
合計	10	橋			
単位当り	1	橋			

# 施工単価表

施工 第0-0002号内訳表

頁0-0007/0014

現地点検

[規格1]橋長(m)4以上5以下

[規格2]

[摘要]

10

橋 当り

名称・規格	数量	単位	単価	金額	備考
技師(B) (大学卒8年以上)	2.7	人			1 直接人件費 橋梁点検員
技師(C) (大学卒5年以上)	2.7	人			1 直接人件費 点検補助員
技術員 (大学卒1年以上)	2.7	人			1 直接人件費 点検補助員
合計	10	橋			
単位当り	1	橋			







# 施工単価表

施工 第0-0006号内訳表

頁0-0011/0014

現地点検

[規格1]橋長(m)20を超え30以下

[規格2]

[摘要]

10

橋 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
技師(B) (大学卒8年以上)	5.2	人			1 直接人件費 橋梁点検員
技師(C) (大学卒5年以上)	5.3	人			1 直接人件費 点検補助員
技術員 (大学卒1年以上)	5.4	人			1 直接人件費 点検補助員
合 計	10	橋			
単 位 当 り	1	橋			

# 施工単価表

施工 第0-0007号内訳表

頁0-0012/0014

報告書の作成

[規格1] 名称・規格	[規格2] 数量	[摘要] 単位	単価	金額	備考
主任技師 (大学卒18年以上)	0.4	人			1 直接人件費
技師(A) (大学卒13年以上)	0.4	人			1 直接人件費
技師(B) (大学卒8年以上)	0.9	人			1 直接人件費
技師(C) (大学卒5年以上)	0.9	人			橋梁点検員 1 直接人件費
技術員 (大学卒1年以上)	1.3	人			点検補助員 1 直接人件費
合計	10	橋			
単位当り	1	橋			





業務名		宍粟市林道橋定期点検業務				実施設計書		
工種	種別	細別	名称	規格	数量	設計書 数量	単位	摘要
本業務								
計画作成等業務								
林道関係事業								
	林道橋定期点検業務							
		直接人件費						
			計画準備		= 56.0	56	橋	
			現地点検	橋長(m) 4以上5以下	= 13.0	13	橋	
			現地点検	橋長(m) 5を超え10以下	= 36.0	36	橋	
			現地点検	橋長(m) 10を超え15以下	= 3.0	3	橋	
			現地点検	橋長(m) 15を超え20以下	= 2.0	2	橋	
			現地点検	橋長(m) 20を超え30以下	= 2.0	2	橋	
			報告書の作成		= 56.0	56	橋	
			打合せ業務	業務着手時・中間打合せ・成果品納入時	= 1.0	1	業務	
		直接経費						
			橋梁点検車運転	作業高6.0m 積載質量200kg	3.12	≒4.0	4	日

宍粟市林道橋定期点検業務 数量表

番号	橋梁名	幅員 (m)	延長 (m)	橋梁	現地点検		機械経費 足元 条件	所 在
				構造	区分	橋梁数		
1	丸山1号橋	3.10	8.00	コンクリート橋	5mを超え10m以下	1	地上	宍粟市山崎町塩田内地
2	丸山4号橋	3.00	6.00	コンクリート橋	5mを超え10m以下	1	地上	宍粟市山崎町塩田内地
3	焼尾1号橋	3.00	10.90	鋼橋	10mを超え15m以下	1	地上	宍粟市山崎町塩田内地
4	新谷1号橋	4.00	5.45	コンクリート橋	5mを超え10m以下	1	地上	宍粟市山崎町五十波
5	高尾支線1号橋	3.60	10.40	コンクリート橋	10mを超え15m以下	1	地上	宍粟市山崎町与位
6	高尾支線2号橋	3.70	5.00	コンクリート橋	4m以上5m以下	1	地上	宍粟市山崎町与位
7	大谷1号橋	4.20	4.70	コンクリート橋	4m以上5m以下	1	地上	宍粟市山崎町須賀沢
8	大谷3号橋	3.70	4.40	コンクリート橋	4m以上5m以下	1	地上	宍粟市山崎町須賀沢
9	葛籠谷1号橋	3.00	4.90	コンクリート橋	4m以上5m以下	1	地上	宍粟市山崎町三谷
10	頃谷1号橋	3.60	7.50	コンクリート橋	5mを超え10m以下	1	地上	宍粟市山崎町与位
11	頃谷2号橋	3.60	7.50	コンクリート橋	5mを超え10m以下	1	地上	宍粟市山崎町与位
12	細野白口1号橋	3.60	5.60	コンクリート橋	5mを超え10m以下	1	地上	宍粟市山崎町上ノ
13	細野白口2号橋	3.50	5.70	コンクリート橋	5mを超え10m以下	1	地上	宍粟市山崎町上ノ
14	矢野1号橋	2.94	4.60	コンクリート橋	4m以上5m以下	1	地上	宍粟市山崎町葛根
15	大谷1号橋	3.80	5.60	コンクリート橋	5mを超え10m以下	1	地上	宍粟市山崎町大谷
16	塩田葛根1号橋	3.60	5.00	コンクリート橋	4m以上5m以下	1	地上	宍粟市山崎町塩田
17	黒尾1号橋	3.55	7.00	コンクリート橋	5mを超え10m以下	1	地上	宍粟市一宮町西安積
18	大道1号橋	4.00	6.00	コンクリート橋	5mを超え10m以下	1	地上	宍粟市一宮町西安積
19	岡城2号橋	3.50	7.00	コンクリート橋	5mを超え10m以下	1	地上	宍粟市一宮町東市場
20	中坪1号橋	4.00	4.00	コンクリート橋	4m以上5m以下	1	地上	宍粟市一宮町東河内
21	中坪2号線1号橋	3.60	8.50	コンクリート橋	5mを超え10m以下	1	地上	宍粟市一宮町東河内
22	月谷1号橋	3.54	5.00	コンクリート橋	4m以上5m以下	1	地上	宍粟市一宮町生栖
23	小の倉1号橋	3.60	9.80	コンクリート橋	5mを超え10m以下	1	地上	宍粟市一宮町福知
24	一の渡り橋	3.50	6.60	コンクリート橋	5mを超え10m以下	1	地上	宍粟市一宮町公文
25	押込1号橋	3.00	8.00	コンクリート橋	5mを超え10m以下	1	地上	宍粟市一宮町公文
26	押込2号橋	3.00	7.50	コンクリート橋	5mを超え10m以下	1	地上	宍粟市一宮町公文
27	遊屋1号橋	2.95	4.80	コンクリート橋	4m以上5m以下	1	地上	宍粟市一宮町公文
28	遊屋3号橋	3.05	7.80	鋼橋	5mを超え10m以下	1	地上	宍粟市一宮町公文
29	遊屋4号橋	3.00	5.00	コンクリート橋	4m以上5m以下	1	地上	宍粟市一宮町公文
30	遊屋5号橋	3.05	7.40	コンクリート橋	5mを超え10m以下	1	地上	宍粟市一宮町公文
31	ねつぼ1号橋	3.00	4.80	コンクリート橋	4m以上5m以下	1	地上	宍粟市一宮町百千家満
32	上三谷1号橋	2.50	4.40	コンクリート橋	4m以上5m以下	1	地上	宍粟市一宮町横山
33	上三谷2号橋	2.50	5.10	コンクリート橋	5mを超え10m以下	1	地上	宍粟市一宮町横山
34	上三谷3号橋	2.00	4.20	コンクリート橋	4m以上5m以下	1	地上	宍粟市一宮町横山
35	青菜1号橋	3.00	8.00	コンクリート橋	5mを超え10m以下	1	地上	宍粟市一宮町倉床
36	青菜2号橋	3.00	6.90	コンクリート橋	5mを超え10m以下	1	地上	宍粟市一宮町倉床
37	青菜3号橋	3.00	6.20	コンクリート橋	5mを超え10m以下	1	地上	宍粟市一宮町倉床
38	青菜4号橋	3.00	6.90	コンクリート橋	5mを超え10m以下	1	地上	宍粟市一宮町倉床
39	青菜6号橋	3.00	7.00	コンクリート橋	5mを超え10m以下	1	地上	宍粟市一宮町倉床
40	青菜10号橋	3.06	6.90	コンクリート橋	5mを超え10m以下	1	地上	宍粟市一宮町倉床
41	千町2号橋	3.60	8.00	コンクリート橋	5mを超え10m以下	1	地上	宍粟市一宮町千町
42	大谷橋	4.00	23.90	コンクリート橋	20mを超え30m以下	1	地上	宍粟市一宮町千町
43	大河内1号橋	4.00	17.40	鋼橋	15mを超え20m以下	1	点検車	宍粟市一宮町千町
44	鹿伏奥山1号橋	3.60	10.00	コンクリート橋	5mを超え10m以下	1	地上	宍粟市波賀町鹿伏
45	鹿伏奥山2号橋	3.00	9.50	コンクリート橋	5mを超え10m以下	1	地上	宍粟市波賀町鹿伏
46	鹿伏奥山3号橋	3.00	8.10	コンクリート橋	5mを超え10m以下	1	地上	宍粟市波賀町鹿伏
47	父伏橋	3.60	20.30	鋼橋	20mを超え30m以下	1	点検車	宍粟市波賀町鹿伏
48	大谷橋	5.10	11.40	コンクリート橋	10mを超え15m以下	1	点検車	宍粟市波賀町齊木
49	セドゲ谷橋	5.80	7.50	コンクリート橋	5mを超え10m以下	1	地上	宍粟市波賀町齊木
50	前地カンカケ3号橋	5.75	17.90	コンクリート橋	15mを超え20m以下	1	点検車	宍粟市波賀町野尻
51	大通中江1号橋	4.00	6.00	コンクリート橋	5mを超え10m以下	1	地上	宍粟市千種町河内
52	小河1号橋	3.80	8.40	コンクリート橋	5mを超え10m以下	1	点検車	宍粟市千種町岩野辺
53	河久保1号橋	3.60	7.50	コンクリート橋	5mを超え10m以下	1	地上	宍粟市千種町河内
54	高羅橋	3.95	8.40	コンクリート橋	5mを超え10m以下	1	点検車	宍粟市千種町河内
55	足谷橋	5.40	9.40	コンクリート橋	5mを超え10m以下	1	点検車	宍粟市千種町河内
56	三室橋	4.00	8.50	コンクリート橋	5mを超え10m以下	1	点検車	宍粟市千種町河内
計	56橋			コンクリート橋	4m以上5m以下	13		
					5mを超え10m以下	36		
					10mを超え15m以下	3		
					15mを超え20m以下	2		
					20mを超え30m以下	2		
					30mを超え50m以下			
50mを超え								

# 宍粟市林道橋定期点検業務 特記仕様書

## 第1章 総則

(特記仕様書の適用)

第1条 本特記仕様書は、上記記載の業務に適用する。

本業務の履行にあたっては設計図書および本特記仕様書によるほか、以下の資料によらなければならない。

「林道工事調査等業務標準仕様書（平成16年4月1日 林野庁）」

「林道規程（昭和48年4月1日\_令和3年6月22日一部改定 林野庁）」

「兵庫県林道施設点検要領（平成28年5月 兵庫県農林水産部治山課）」

「林道橋定期点検マニュアル（簡易版）（平成30年3月林野庁）」

なお、上記の資料に定めのない点検手法、様式等については、以下の資料を参考とすること。

「林道施設長寿命化対策マニュアル（平成28年3月 林野庁）」

「橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領(案)

(平成16年3月 国土交通省道路局)」

「道路橋の健全度に関する基礎的調査に関する研究—道路橋に関する基礎データ  
収集要領(案)—(国土交通省 国土技術政策総合研究所資料No.381)」

「道路橋の定期点検に関する参考資料（2013年版）—橋梁損傷事例写真集—

(国土交通省国土技術政策総合研究所資料No.748)」

(業務目的)

第2条 本業務は、林道橋の各部材の状態を把握、診断し、当該林道橋に必要な措置を特定することおよび個別施設計画策定に必要な情報を収集することを目的とし、「兵庫県林道施設点検要領（平成28年5月 兵庫県農林水産部治山課）」(以下、「要領」という)に基づき実施するものとする。

(調査の体制)

第3条 受注者は、本業務を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者がこれを行うものとする。

健全性の診断（部材単位の健全性の診断）において適切な評価を行うためには定期点検を行う者が林道橋の構造や部材の評価（損傷程度の評価、対策区分の判定）に必要な知識及び技能を有するものとする。

技術的要件については以下を参考とする。

1 道路橋点検士の資格を持ち、橋梁関係の

技術的経験者または森林土木（林道）に係る調査・設計等の経験を有する技術者。

2 25m以上の橋梁においては、以下のいずれかの橋梁に対する一定の専門性を有する技術者によるものとする。

- ・橋梁に関する相応の資格または相当の実務経験を有する者
- ・橋梁の設計、施工、管理に関する専門知識を有する者
- ・橋梁の点検に関する相当の技術と実務経験を有する者

(林道橋施設長寿命化対策マニュアル参照)

(中間成果の提出)

第4条 受注者は、業務の途中において発注者より中間成果を求められた時はその指示により提出すること。

(貸与資料)

第5条 本業務を実施するにあたり、過去の点検結果などの基本データを貸与する。

(業務内容)

第6条 業務内容は以下のとおりであり、別表に記載の林道橋を対象とする。

- ① 計画準備
- ② 現地点検
- ③ 定期点検調査帳票の作成
- ④ 報告書の作成
- ⑤ 打合せ協議

(計画準備)

第7条 計画準備は、業務計画書の作成、現地踏査、実施計画書の作成、関係機関協議書の作成等を行うこと。

(1) 業務計画書の作成

受注者は業務計画書を作成し、監督員に提出すること。業務計画書には次の事項を記載すること。

- ① 調査等業務概要
- ② 実施方針
- ③ 調査等業務工程
- ④ 調査等業務組織計画
- ⑤ 打合せ計画
- ⑥ 成果品の内容、部数
- ⑦ 使用する主な基準及び図書
- ⑧ 使用機械の種類、名称及び性能
- ⑨ 連絡体制（緊急時を含む）
- ⑩ その他監督職員が必要と認めたもの

(2) 現地踏査

現地点検に先立って現地踏査を行い、林道橋の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、林道橋の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）し、実施計画書の作成に必要な情報を得ること。現地踏査にあたっては、既存の定期点検の記録等の情報を活用して実施すること。

(3) 実施計画書の作成

受注者は、現地踏査による調査記録を含めた作業上必要な資料収集をした上、実施計画書を作成し、監督職員に提出する。また、実施計画書には次の事項を記載する。

- ① 業務内容
- ② 対象林道橋位置図
- ③ 現地踏査の調査記録

- ④ 業務実施方針〔林道橋点検方法〕
- ⑤ 実施体制
- ⑥ 実施工程表
- ⑦ 仮設備計画
- ⑧ 使用建設機械
- ⑨ 安全管理計画（交通規制を含む）
- ⑩ 環境対策
- ⑪ 連絡体制（緊急時含む）
- ⑫ その他監督職員が必要と認めたもの

#### （４）関係機関協議書の作成

現地点検において必要な関係機関（河川管理者等）との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行うこと。

#### （現地点検）

第 8 条 現地点検は、近接目視により行うこと。また、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用して行うこと。なお、対象林道橋毎に必要な情報が得られるよう、点検する部材に応じて、適切な項目を選定して点検を実施しなければならない。

##### （１）現況写真の撮影

現況写真は、対象林道橋の全景を径間毎に撮影し記録すること。

##### （２）損傷調査

損傷調査は、対象林道橋の損傷状況を調査し、損傷の種類、規模を把握すること。

##### （３）野帳記入

野帳記入は、対象林道橋の損傷状況を調査し、損傷の種類、規模を記録すること。

##### （４）損傷写真の撮影

損傷写真は、損傷調査で把握された代表的な損傷の写真を点検項目、部材毎に撮影し記録する。また、点検項目以外の部材や損傷であっても、損傷が大規模な場合は撮影すること。

#### （定期点検調査帳票の作成）

第 9 条 定期点検調査帳票は、林道橋定期点検マニュアル（簡易版）別紙 林道橋定期点検業務（簡易版）定期点検調査帳票記入例に基づき作成する。

##### （１）損傷写真の整理

損傷写真整理は、把握された代表的な損傷の写真などを径間毎に整理する。

##### （２）健全性の評価

健全性の評価は、部材単位ならびに橋単位で行うものとする。部材単位の評価は、林道橋定期点検マニュアル（簡易版）「表-8.1 判定区分」及び橋単位の評価は、林道橋点検マニュアル（簡易版）「表-8.3 判定区分」を参照し、行うものとする。

##### （３）定期点検調査帳票の記入

定期点検調査帳票の記入は、点検により確認した損傷状況を記入することとし、主桁、横桁、床版、下部構造、支承部について、健全度の評価結果などを記入すること。

定期点検調査帳票は、林道橋定期点検業務（簡易版）点検調査帳票に橋梁諸元と総合検査結果、現地状況写真（全景）、部材番号図、損傷写真台帳、点検帳票を記入すること。

（報告書の作成）

第10条 点検業務の成果として、作成した資料や定期点検調査帳票等のとりまとめを行う。また、橋梁点検結果一覧を作成し、提出するものとする。点検結果一覧表は、橋梁毎、部材毎の対策区分判定等を記載し、点検による総評等で緊急あるいは早急に対応が必要な橋梁は、その損傷内容についても記載することとする。  
なお、作成した記録様式については、電子媒体で納品すること。

（打合せ協議）

第11条 打合せ協議は、業務着手時、作業の中間時点及び成果品納入時に行うものとする。

（1）業務着手時

業務計画書等をもとに、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、林道橋梁点検に必要な資料等の貸与を行う。

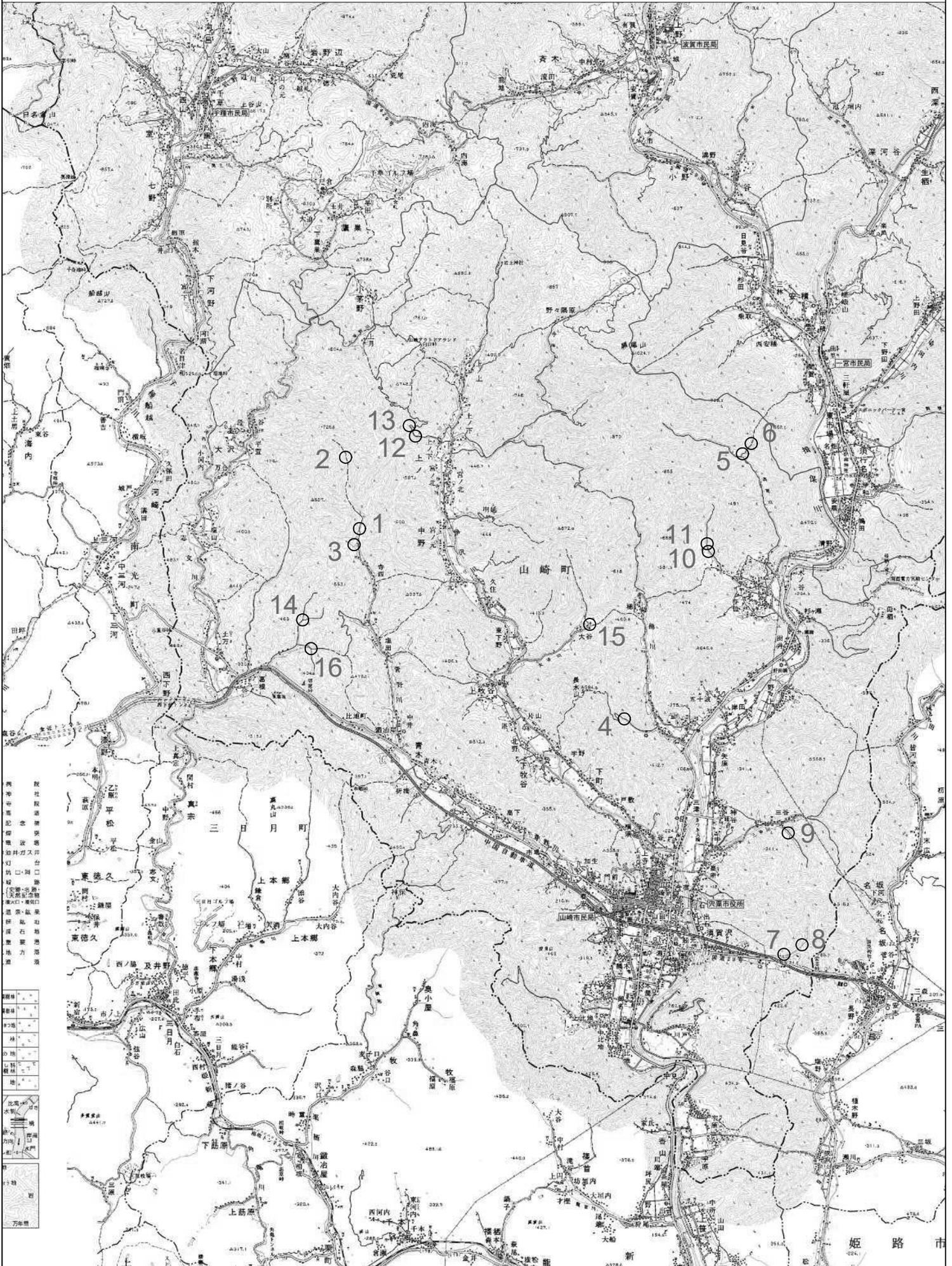
（2）中間打合せ

現地踏査終了時あるいは現地での点検終了時等の区切りにおいて、中間打合せを1回行うこととする。中間打合せが2回以上必要な場合は、その回数について協議の上、設計変更の対象とする。

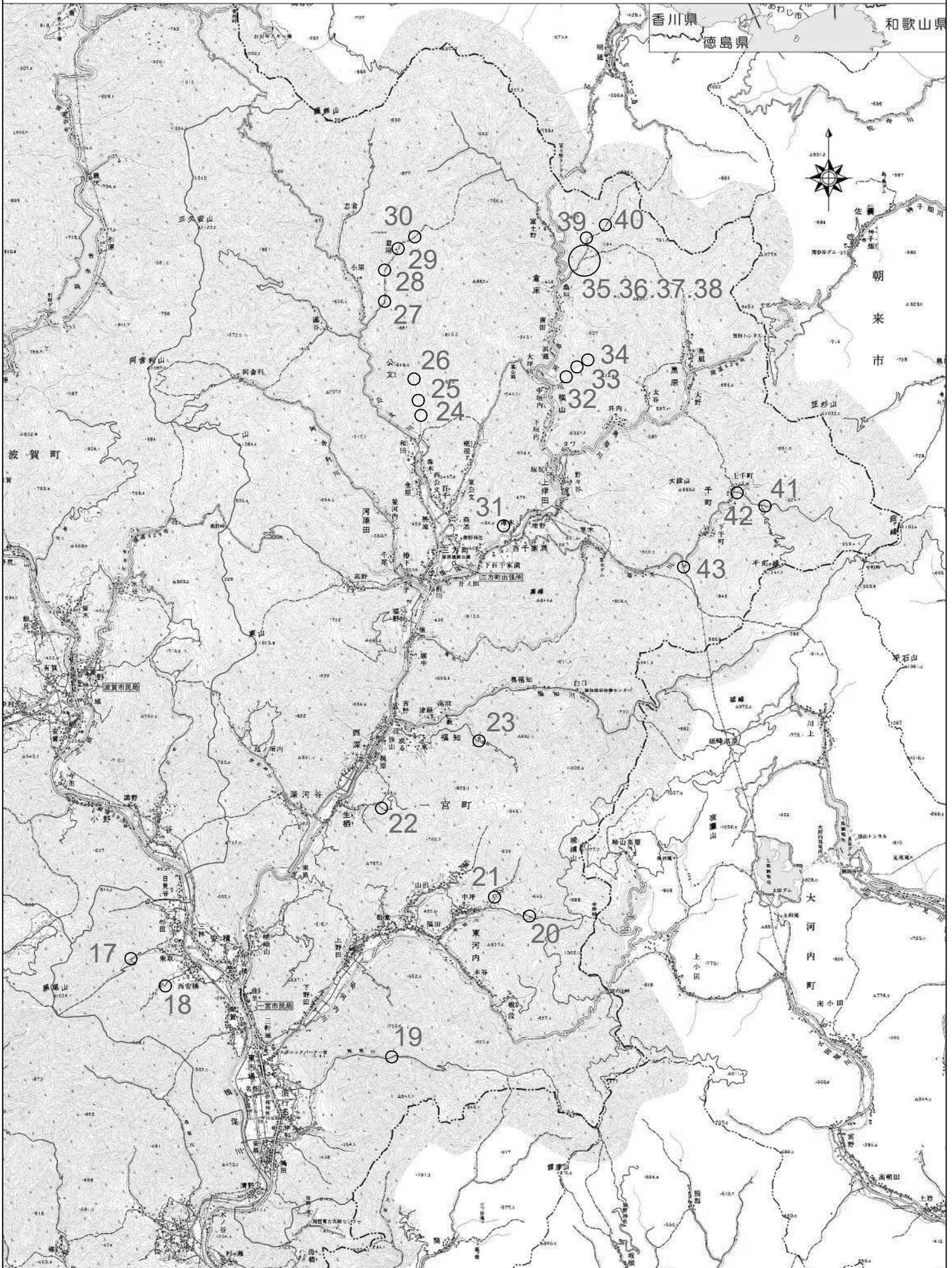
（3）成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

# 宍粟市林道橋定期点検 位置図1 (宍粟市山崎町)



# 宍粟市林道橋定期点検 位置図2 (宍粟市一宮町)



# 宍粟市林道橋定期点検 位置図3 (宍粟市波賀町・千種町)

